

札幌市職員の退職管理制度(概要)

第1

元職員による働きかけの禁止

(原則**全退職者**に関係)



1. 禁止の内容

離職後に営利企業等の**法人**(※1)に再就職した元職員(以下「再就職者(※2)」といいます。)**は、離職前5年間(※3、4)に在職していた市の執行機関等の職員に対して、当該営利企業等(その子法人(※5)も含まれます。)**と市との間の**契約等事務(※6)について、離職後2年間(※4)、離職前5年間(※3、4)の職務上の行為をする(しない)ように、要求・依頼**をすることが禁止されます(地方公務員法(以下「法」といいます。)**第38条の2第1項から第5項まで及び第8項、札幌市職員の退職管理に関する条例(以下「条例」といいます。)**第2条、札幌市職員の退職管理に関する規則(以下「規則」といいます。)**第14条等**)。

- ※1 民間企業だけでなく、社会福祉法人、NPO法人等の**非営利法人**(国、国際機関、地方公共団体及び特定(地方)独立行政法人は除かれます。)も含まれます。
- ※2 臨時的任用職員、条件付採用職員又は非常勤職員(再任用短時間勤務職員は除かれます。)であった者が離職後に再就職をした場合並びに退職手当通算予定職員(規則第5条)であった者であって引き続いて退職手当通算法人(規則第4条)の地位に就いている者及び退職派遣者は除かれます。
- ※3 離職前5年より前から**課長職以上**であった再就職者については、課長職となった以後の期間となります。
- ※4 事務専決や委任により再就職者が在職中に**自ら決定**した契約等事務に関しては、期間の制限がなく、永久に禁止されます。
- ※5 営利企業等が株主等の議決権の過半数を保有する法人をいいます。
- ※6 売買、貸借、請負その他の契約に関する事務のほかに、**行政処分に関する事務**も含まれます。

2. 罰則等

(1) 1の禁止事項に違反した再就職者

ア 要求・依頼の内容が、職務上の**不正行為**に関するものであった場合(法第60条第4号から第7号まで) 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

イ ア以外の場合(法第64条) 10万円以下の過料

(2) 1の禁止事項に違反した再就職者(元課長職以上の者)が勤務している入札参加資格者 4か月~12か月の参加停止

適用除外

次の場合は、禁止の対象外となります(法第38条の2第6項)。

(1) 行政庁からの指定、登録、委託等を受けて行う試験、検査、検定等を遂行するために必要な場合、指定団体(※7)、市職員の派遣先等の業務を行うために必要な場合

※7 札幌市出資団体の指導調整事務実施要綱(昭和60年8月24日市長決裁)第2条第1項に規定する指定団体をいいます。

(2) 法令、市との契約、行政処分に基づく権利の行使又は義務の履行の場合

(3) 法令に基づく申請・届出を行う場合

(4) 一般競争入札等による契約を締結するために必要な場合

(5) 法令又は慣行により公開されている(公開が予定されている)情報の提供を求める場合(公開が予定されている情報を事前に開示するよう求める場合は禁止の対象となります。)

(6) 公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合として、規則第12条の規定により、任命権者の承認を受けた場合

第2

働きかけの禁止以外の措置 (原則課長職以上の退職者に関係)



1. 再就職の届出

(1) 届出の義務 (条例第3条及び規則第18条第1項)

管理職経験職員(在職中に課長職(※8)以上の職を経験した職員)であった再就職者は、**離職後2年以内**に営利企業その他の**法人**(※9)に再就職した場合は、**1か月**以内に「再就職届出書」(規則様式5)を職員部人事課に提出してください。

※8 学校の校長及び幼稚園の園長も含まれます。

※9 民間企業だけでなく、社会福祉法人、NPO法人等の非営利法人も含まれます。

(2) 届出を要しない場合 (条例第3条及び規則第17条)

ア 日雇いの場合

イ 非営利法人に再就職した場合で、**年間報酬額が103万円以下**である場合

(3) 過料 (条例第5条)

(1)の届出を怠った場合又は虚偽の届出を行った場合は、**10万円以下の過料**が科されます。

(4) 再就職先を離職した場合又は届出事項に変更があった場合 (規則第18条第2項)

1か月以内に、「勤務先離職等届出書」(規則様式6)を職員部人事課に提出してください。

2. 再就職状況の公表

1の届出事項(氏名・離職日・離職時の職・再就職先・再就職日・再就職先での地位)については、**2年間**(※10)、市の公式ホームページ等で公表されます (条例第4条及び規則第19条)。

※10 出資団体の常勤役員となった場合は、その地位にある間は、2年経過後も公表されます。

第3

制度の運用開始日

平成28年4月1日



御不明な点がございましたら、下記の担当までお問い合わせください。

【担当】札幌市総務局職員部人事課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

電話:011-211-2072 FAX:011-218-5169

<http://www.city.sapporo.jp/somu/saishushoku/index.html>